特許権実施許諾契約書

株式会社甲（以下「甲」という）及び乙株式会社（以下「乙」という）は、甲が有する特許権の実施権を乙に許諾することに関して、次のとおり特許権実施許諾契約（以下「本契約」という）を締結する。

**（定義）**

**第1条**　本契約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（1）「本件特許権」とは、甲が有する以下の特許権をいう。

特許番号：第●●号

発明の名称：「●●●」

（2）「本件製品」とは、本件特許権に基づき製造された製品をいう。

**（実施許諾）**

**第2条**　甲は、乙に対して、本契約の有効期間中、本件特許権につき、日本国内で本件製品を製造及び販売する非独占的通常実施権（以下「本件通常実施権」という）を許諾する。

2　乙は、本件通常実施権について、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、第三者に対し再実施許諾を行う権利を有しない。

**（対価）**

**第3条**　乙は、甲に対し、本件通常実施権の対価として、以下の各号に定める実施料を、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（1）イニシャルフィー

○○年○○月○○日限り、金○○○円（消費税別）

（2）ランニングフィー

毎年4月30日限り、前年4月1日から当年3月31日までに販売した本件製品の売上（乙の第三者に対する本件製品の総販売価格から、当該販売に関して乙が負担した梱包費用、運送費用及び消費税を控除したものをいう。）の総額の○％相当額（消費税別）

2　いかなる場合においても、甲は、乙に対し、本契約に基づき既に支払われた対価を返還しない。

**（実施報告）**

**第4条**　乙は、毎年4月1日から翌年3月31日までに販売した本件製品の1個あたりの販売価格、販売数量、売上、支払いが予定されている実施料を、同年4月15日までに甲に書面で報告するものとする。

2　乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後○年間、前項の書面、会計帳簿その他の関係書類を保管するものとし、甲又は甲の指定する会計士は、当該関係書類を閲覧、複写及び検査することができ、乙はこれに協力する。

**（非保証）**

**第5条**　甲は、本件特許権に無効事由が存在しないこと、及び本件製品の製造及び販売が第三者の権利を侵害しないことを保証せず、本件製品から生ずる乙及び第三者のいかなる損害についても何ら責任を負わない。

**（侵害の排除）**

**第6条**　甲及び乙は、本件特許権が第三者より侵害され又は侵害されるおそれのある事実を知ったときは、直ちにその旨を相手方に通知し、当該侵害への対応策について協議するものとする。

**（不争義務）**

**第7条**　甲は、乙が自ら又は第三者をして、本件特許権の有効性を争った場合、本契約を直ちに解除することができる。

**（改良発明等）**

**第8条**　乙が、本契約の有効期間中に、本件特許権を改良し、本件特許権に基づき新たな発明、考案又は意匠の創作（以下「改良発明等」という）をしたときは、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

2　前項の場合において、甲から当該改良発明等の実施許諾の要求があったときは、乙は甲に対し、甲が合理的な実施料を支払うことを条件に、当該改良発明等に係る権利について非独占的通常実施権を許諾するものとする。

**（表示）**

**第9条**　乙は、乙が製造及び販売する本件製品に本件特許権の実施許諾を受けている旨の表示を行う場合は、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。

**（秘密保持）**

**第10条**　甲及び乙は、本契約の内容並びに本契約の締結及び履行にあたり相手方から受領した相手方の営業上、技術上の情報（以下「秘密情報」という）を秘密に保持し、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならず、また、本契約を履行する目的以外に使用してはならない。

**（譲渡禁止）**

**第11条**　甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

**（解除）**

**第12条**　甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何等の催告なくして、本契約を解除することができる。

（1）本契約に違反し、催告後○日以内に当該違反が是正されないとき。

（2）支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。

（3）差押、仮差押、仮処分、若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

（4）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき。

（5）監督官庁より、営業許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。

（6）解散、会社分割、本件特許権に関係する事業譲渡又は合併の決議をしたとき。

（7）資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。

（8）その他前各号に準じる事由が生じたとき。

**（有効期間）**

**第13条**　本契約の有効期間は、本契約締結日から2年間とする。但し、期間満了の○か月前までに甲乙いずれからも終了する旨の申し出がない場合、さらに本契約と同一条件で1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2　前項の規定にかかわらず、本契約終了後においても、第3条第2項、第5条、第8条、第10条、第11条、本項及び第14条の規定は、なお有効に存続する。

**（契約終了後の措置）**

**第14条**　乙は、期間満了、解除、その他理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本件製品の製造及び販売を直ちに中止し、本契約終了時点で乙が有する本件製品及びその仕掛品を乙の費用で廃棄するとともに、本契約に基づき甲から受領した秘密情報及び乙によって作成されたその複製物の全てを甲に返還する。

**（協議）**

**第15条**　本契約の解釈に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙誠実に協議の上、これを解決する。

**（合意管轄）**

**第16条**　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、甲及び乙は本契約書を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有・保管するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲

乙